

# 第2回教育委員会

令和3年1月26日  
午後3時30分  
本庁舎市会第5委員会室

案 件

報告第2号

新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について

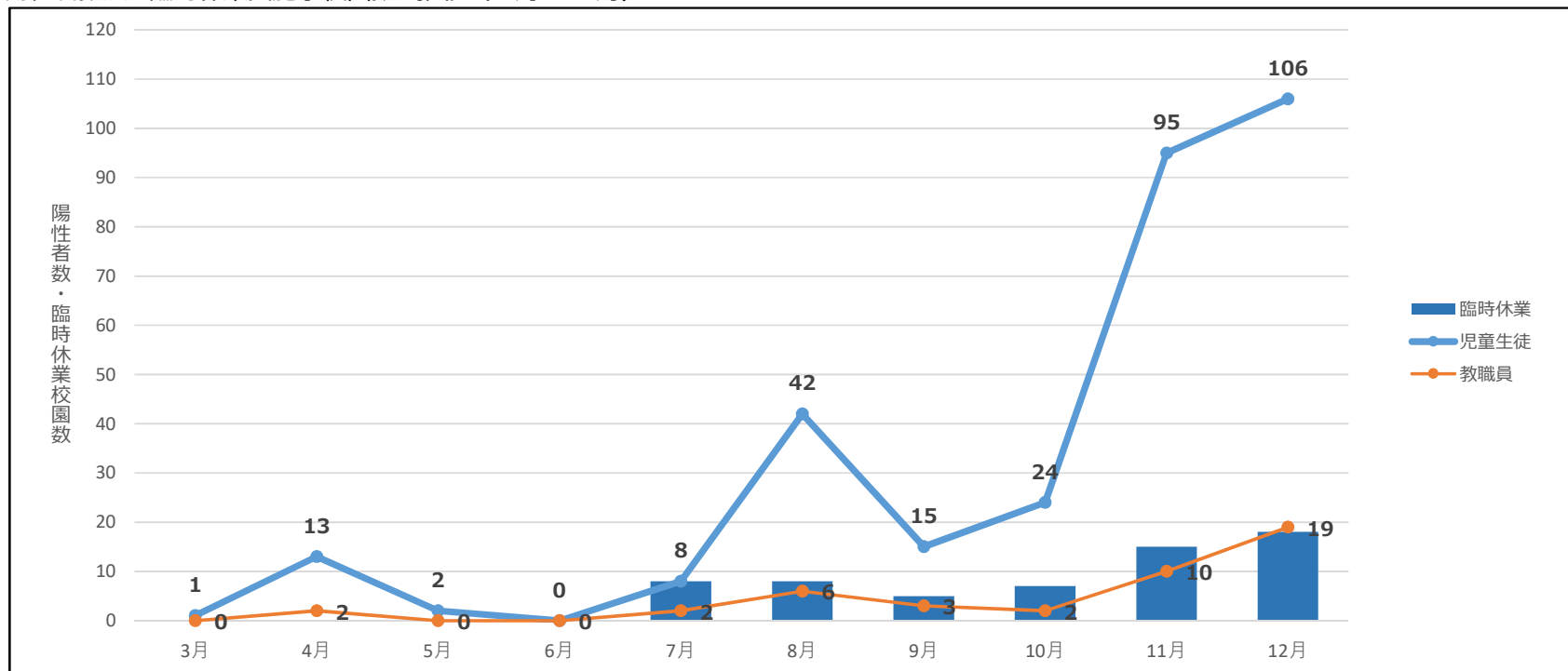
## 学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況

### ■ 陽性者数及び臨時休業実施学校園数

|            |       | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月※ | 計   |
|------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 陽性者数       | 児童生徒等 | 1  | 13 | 2  | 0  | 8  | 42 | 15 | 24  | 95  | 106 | 87  | 393 |
|            | 教職員   | 0  | 2  | 0  | 0  | 2  | 6  | 3  | 2   | 10  | 19  | 27  | 71  |
| 臨時休業実施学校園数 |       | 0  | 0  | 0  | 0  | 8  | 8  | 5  | 7   | 15  | 18  | 11  | 72  |

※1月は1月19日判明分まで

### ■ 陽性者数及び臨時休業実施学校園数の推移（3月～12月）



## 緊急事態宣言の発令期間中の学校園の対応について

### 通常授業・通常保育の継続

- 子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、緊急事態宣言の発令期間中も、分散登校（園）や短縮授業（保育）は行わず、通常授業・通常保育を継続する。
- 感染リスクの高い教育活動（例：室内における近距離での合唱、調理実習等）は実施しない。
- 児童いきいき放課後事業、幼稚園の一時預かり事業についても感染防止対策に留意したうえで継続する。
- 進路の指導の配慮が必要な最終学年の児童生徒については、今年度内に学習内容が修了できるよう、また、他の学年については、令和3年4月頃までに修了できるよう、教育課程の再編成を行っている。

### 校外での教育活動、部活動

- 修学旅行、校外活動等については、緊急事態宣言の発令期間外に延期、もしくは中止とする。
- 部活動については、個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動とし、学校内等、日頃活動している場所に限定する。また、練習試合や合同練習会等は実施しない。
- 練習時間は、平日はできる限り短時間、休日は2時間程度とする。
- 保護者等の参観を伴う演奏会等を実施する場合は、期間外に延期するか、中止とする。
- 公式試合等への参加は、主催団体のガイドライン等に基づいた感染症対策を徹底し適切に対応する。
- 高等学校においては、部活動終了後、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底する。

## オンライン学習等による学びの保障

- 学級休業等になった場合には、学習に遅れを生じさせないため、オンライン学習等の実施を行う。
- 不安により登校できない児童生徒等については従来どおり出席停止扱いとし、オンライン学習等の実施により学びを保障する。

## 入学者選抜等について

- 大阪府公立高等学校入学者選抜等※における新型コロナウイルス対応の取扱いについて、1月18日に府教育庁から関係市町村に示された。

※大阪府公立高等学校入学者選抜等は、大阪府と高等学校の設置市で統一ルールのもと実施。

### 【受験不可】 ・陽性者

- ・濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受検する予定の者（結果待ちを含む）。
- ・濃厚接触者でPCR検査等の結果陰性であることが判明している者のうち、学力検査等当日に発熱等の風邪の症状がある者。

⇒ 一般選抜の場合は、追試験の受験が可能。

### 【受験可】 ・濃厚接触者でPCR検査等の結果陰性であることが判明している者のうち、学力検査等当日に発熱 (別室受験) 等の風邪の症状がない者。

- ・濃厚接触者ではなく、学力検査等の実施当日に発熱等の症状がある者。

- 感染防止対策や受験機会の確保に万全を期したうえで実施する。